

要望書（回答）

1. 無料低額診療事業の普及とさらなる充実のお願い

日頃より、「広報とまこまい」なども活用し、苫小牧市としても無料低額診療の普及に努めてくださりありがとうございます。昨年度より当院においても「無料低額診療普及チーム」を発足し、町内会等への案内活動と外来患者を対象にアンケート調査を実施しました。アンケートの結果、通院患者さんの半数は無料低額診療制度をよく知らず、需要はあっても利用されていない現状であることがわかりました。また、貧困ラインを計る設問に着目すると、半数の人が経済的不安を感じており、3割の人は給料日前に暮らしに困ることや、趣味を楽しむ余裕がないことがわかりました。生活困窮者が増える中で、無料低額診療の更なる周知の必要性を感じています。

一方で、生活保護基準を満たしていない患者さんにとって、無料低額診療制度を継続して利用できることは重要なことであると当院は考えています。誰もが安心して薬物療法を受け続けられるように、最大1年間となっている薬代助成についての延長をご検討いただけますようお願いいたします。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

普及拡大につきましては、昨年度も同様のご要望をいただき、新たに民生委員児童委員広報誌に事業の紹介記事を掲載するなど、周知に努めてまいりました。

今後は、医療ニーズの有無に関わらず相談対応した方への周知を行うなど、「ふくし総合相談窓口」へ訪れた方への対応を強化してまいりたいと考えております。

次に、助成期間の延長につきましては、平成30年度に助成期間を当初の半年から最長1年間に延長しております。

本事業は生活の困窮状態が改善されるまでの一時的な措置であると認識しており、薬物療法が長期間にわたる場合には、生活環境全体の改善を図ることが特に重要と考えていることから、現段階で助成期間の延長は考えておりません。

これまで本市ではハローワーク等と共に生活困窮者の就労促進を図る取組みを行っており、今後については、貴院とも連携しながら助成対象者の自立に向けた取組みを推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

2. 子ども医療による通院助成拡大のお願い

子ども医療による通院助成を中学校卒業まで拡大いただけますようお願いいたします。

当院の無料低額診療は就学援助世帯も対象としており、今年度は25世帯の子どもとその親が受診をしております。苫小牧市の就学援助数は小・中学校あわせて2631名（2020年度、北海道統計より）であり、当院を受診する際には無料低額診療の対象となります。該当する多くの方が厳しい生活の中、自己負担を支払い通院しているか、も

しくは通院を我慢しているかのいずれかであることが考えられます。また、当院に受診をしたとしても小児科、耳鼻科、眼科など、安心して子育てをするために確保されるべき医療を提供することができません。つきましては、子どもたちの健康を守り、安心して通院ができるよう、子ども医療による通院助成の拡大をお願いいたします。

【回答】（健康こども部こども支援課 担当）

乳幼児等医療費助成のさらなる対象拡大につきましては、国や道からの補助はなく、その全てが市費となりますことから、慎重に判断しなければならないものと考えております。

本市といたしましては、子育て世代に手厚いまちとまこまいの実現に向け、数ある子育て支援のメニューの中から、本市における課題や優先順位、財政負担を考慮し、ライフステージを通じた支援となるよう検討してまいりたいと考えております。

3. 帯状疱疹ワクチンの接種に対し、何らかの助成していただけますようお願いいたします。帯状疱疹は80歳までに約3人に1人がかかるとされている病気で、発症すると数か月間、夜も眠れない痛みに苛まれることや、治癒後も痛みの後遺症が残ることもあります。また、顔面神経麻痺や難聴、めまい、角膜炎からの失明の可能性もあります。帯状疱疹を予防する方法としてワクチン接種があげられますが、従来からある弱毒化した生ワクチンの接種と、2020年に発売された不活化ワクチンの接種があげられます。このうち特に効果がみられる、不活化ワクチンは自己負担が1回あたり20,000円を超える高額なものを2回接種することが必要であり、経済格差により接種できる方が限られます。当院でも週に一度程度の問い合わせがあるものの、高額な費用負担が原因で接種に結び付いた例がありません。

道内では標津町では1回あたり11,000円の助成、今金町では1回あたり10,000円の助成がされており、全国的には名古屋市で1回あたり4,200円の自己負担で接種できるという自己負担で接種できるという例もあります。

ワクチンで予防できる病気で高齢の患者さんが苦しまず済むようにするためにも、苫小牧市での助成の実施についてぜひご検討をいただけますようお願いいたします。

【回答】（健康こども部健康支援課 担当）

帯状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法に規定する疾病に該当しないため、任意による予防接種となっております。

任意接種につきましては、国からの交付税措置の対象外となるため、帯状疱疹も含めてワクチン接種には助成しておりませんが、帯状疱疹ワクチンは、国において定期接種化を検討されているワクチンでありますので、今後も国の動向に注視してまいります。